

別紙

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 22 号の規定に係る協議事項

第 22 号「土地建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき」に該当するもののうち、

(1) 行政財産の用途廃止により引き受けた国有財産を、用途廃止前の財産の管理者から占有許可又は承認を受けて使用を開始した者が長期間（おおむね、10 年以上とする。）にわたって使用し、かつ、永続的に使用する意図をもつて相当の有益費を投じている場合に、その者が用途廃止後も引き続き使用している物件を、現況時価をもつてその使用者に売り払い又は貸し付けるとき。

(2) 国有財産を自己の所有財産であると誤信し、又はその他自己の権限に基づくものと誤信して使用を開始した者が、長期間（おおむね 15 年以上とする。）にわたって使用し、かつ、永続的に使用する意図をもつて相当の有益費を投じている物件を現況時価をもつてその使用者に売り払い又は貸し付けるとき。

(3) (1) 又は (2) により貸し付けた国有財産をその貸し付けを受けた者に売り払うとき。